

福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給料等の決定の基準
に関する規則

令和2年1月24日

福島県後期高齢者医療広域連合規則第4号

最終改正：令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年福島県後期高齢者医療広域連合条例第6号）の規定に基づき、会計年度任用職員の給料及び報酬の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経験年数 会計年度任用職員が会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数（この規則の定めるところによりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (2) 必要経験年数 会計年度任用職員の職務の級を決定する場合の資格として必要な経験年数をいう。

(職務の級の決定)

第3条 新たに会計年度任用職員となった者の職務の級を決定する場合は、その決定しようとする職務の級について級別資格基準表（別表第1）に掲げる学歴免許の資格を取得したとき以後の必要経験年数に達していなければならない。

(号給の決定)

第4条 新たに会計年度任用職員となった者の号給は、初任給基準表（別表第2）に定める職務の級の号給とする。

(学歴免許の資格による初任給の調整)

第5条 会計年度任用職員に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許の資格を有する者（その加える年数が1年未満である職員を除く。）の初任給基準表の適用については、前条の規定による初任給の号給の号数にその加える年数（1年未満の端数は切り捨てる。）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもってその者の号給とする。この場合において、「短大2卒」の区分以上の区分に属する学歴免許等の資格を有する者に係る年数は、「短大2卒」の学歴区分欄の区分に対応する年数とする。

2 前項の修学年数調整表は、福島県後期高齢者医療広域連合職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合規則第17号）第9条に規定する修学年数調整表の例によるものとする。

(経験年数による初任給の調整)

第6条 会計年度任用職員がその職務について必要な最低限度の資格を超えて経験年

数を有する場合においては、第4条（前条の規定による場合を含む。）の規定による号給の号数に当該経験年数の月数を12月で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給（その者の属する職務の級の再任用職員の欄に掲げる給料月額を超えない範囲内で得た数を号数とする号給）をもって、その者の初任給として受け取るべき号給とすることができる。

（給料及び報酬等の改定時期）

第7条 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第11号）の適用を受ける職員（以下「給与条例適用職員」という。）の給与改定（諸手当の改定を含む。以下同じ。）のための関係条例又は規則が公布及び施行された場合における会計年度任用職員の給与改定の時期は、給与条例適用職員の給与改定のための関係条例又は規則の施行日の属する月の翌月（施行日が月の初日であるときは、当該月）の初日からとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給料及び報酬の決定の基準に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第7号）抄
（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部改正）

5 福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給料等の決定の基準に関する規則（令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（その者の属する職務の級の再任用職員の欄に掲げる給料月額を超えることとなるときは、直近下位の号給となる号数）」を削る。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（給料及び報酬等の改定時期）

第7条 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第11号）の適用を受ける職員（以下「給与条例適用職員」という。）の給与改定（諸手当の改定を含む。以下同じ。）のための関係条例又は規則が公布及び施行された場合における会計年度任用職員の給与改定の時期は、給与条例適用職員の給与改定のための関係条例又は規則の施行日の属する月の翌月（施行日が月の初日であるときは、当該月）の初日からとする。

別表第1（第3条関係）

級別資格基準表

区分	職務の級		1 級	2 級
	学歴免許			
行政職	高校卒		0	1 6
医療職 (二)	短大卒		0	5
医療職 (三)	短大卒			0
	准看護師養成所卒		0	

備考 この表の適用を受ける栄養士について第6条の規定を適用する場合におけるその者の経験年数は、その業務の従事に必要な免許取得後の経験年数とする。

別表第2 (第4条関係)

初任給基準表

職種	学歴免許	職務の級	号給
行政事務	高校卒	1 級	1 号給
栄養士	短大卒	1 級	1 1 号給
保健師	短大3 卒	2 級	5 号給
看護師	短大2 卒	2 級	1 号給
准看護師	准看護師養成所卒	1 級	1 号給